

三重県青少年健全育成条例施行規則

制定
改正

Table with 2 columns: Date and Rule Number. Includes dates from 昭和四十七年三月三十一日 to 平成二十年三月二十八日 and rule numbers from 第十七号 to 第三十五号.

ものを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面とする。
廣 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな状態で次に掲げるもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

イ 女性の大腿部を開いた状態

ロ 女性の陰部、臀部、大腿部又は胸部を誇張した状態

ハ 自慰の姿態

ニ 男女間の愛撫の姿態

ホ 女性の排泄の姿態

ヘ 縄、ひもその他これらに類するもので緊縛した状態

性交又はこれに類する性行為で次に掲げるもの（陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）

イ 男女の性交又は性交を連想させる行為

ロ 強姦その他の凌辱行為

ハ 同性間の性行為

ニ 変態性欲に基づく性行為

（有害ながん具類）

第二条の二 条例第十四条第二項第一号の規則で定める機能を有するがん具類は、当該がん具類用の弾丸、矢その他これらに類するもの（以下「弾丸等」という。）を装てんし、発射した場合において発射時に〇・四九ジュール毎平方センチメートル（弾丸等を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から三メートルの距離にある四隅を支えた新聞紙五枚を貫通する力）以上エネルギー値で弾丸等を発射することができるものとする。

2 条例第十四条第二項第二号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
廣 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
廣 性器を包み込み、又は性器を挿入する構造を有し、かつ、電気式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
・ 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

（図書類等自動販売機等設置届の様式等）
第三条、条例第十六条第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（第二号様式）によつてしなければならない。

2 条例第十六条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

廣 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出すこととする者の所有地以外の土地の上に自動販売機等を設置しようとする場合においては、当該土地又は建物の使用承諾書及び登記事項証明書

廣 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出すこととする者以外の者が自動販売機等管理者である場合においては、自動販売機等管理者の住民票の写し及び就任承諾書
・ 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す

そうとする者以外の者が自動販売機等管理者である場合においては、条例第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により有害な図書類等の指定が行われたときは、当該図書類等を直ちに撤去する旨の自動販売機等管理者の誓約書及び当該撤去を委任する旨の自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出すこととする者の委任状

3 条例第十六条第四項の規定による届出は、変更の場合にあつては自動販売機等設置届出事項変更届出書（第三号様式）によつて、廃止の場合にあつては自動販売機等使用廃止届出書（第四号様式）によつてしなければならない。

4 知事は、前項の規定による自動販売機等使用届出書の提出については、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この条において同じ。）と自動販売機等使用廃止届出書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいづ）を使用して行わせることができる。

5 前項の規定により行われた自動販売機等使用廃止届出書の提出については、書面により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

6 第四項の規定により提出された自動販売機等使用廃止届出書は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

7 条例第十六条第五項の規定による自動販売機等への表示は、第五号様式によつてしなければならない。

8 自動販売機等設置届出書、自動販売機等設置届出事項変更届出書及び自動販売機等使用廃止届出書の提出部数は、一部とする。ただし、第四項に規定する電子情報処理組織を使用して自動販売機等使用廃止届出書が提出された場合には、当該自動販売機等使用廃止届出書の二部が提出されたものとみなす。
（青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要があるものとして定める施設）

第三条の二 条例第十七条第七号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。
廣 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十四条に規定する専修学校（高専課程を置くものに限る。）
廣 学校教育法第一三四条第一項に規定する各種学校のうち、十八歳に達するまでの者が入学できるもの

・ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの
・ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二四四条の二

第一項の規定に基づき条例により設置されるスポーツ施設
・ 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの（深夜における遊技場への入場を禁止する営業の

指定等

第三条の三 条例第十九条の二第一項第一号に規定する規則で定める営業は、次のとおりとする。

廣 個室を設け当該個室において客にカラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクホンを使用して歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽等に合せて歌唱させるもの

廣 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの

2 条例第十九条の二第二項の規定による掲示は、第六号様式によつて行うものとする。

(薬品等の指定)

第四条 条例第二十一条第一項の規定による薬品等は、次のとおりとする。

廣 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)第五十条第八号の規定に基づき指定された医薬品

廣 アロハルピタル・アミノピリン複合体及びその製剤

廣 塩酸エフエドリン及びその製剤

廣 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三一八号)別表第六の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。)及び有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。)

(立入調査員の指定又は任命)

第五条 条例第三十六条第一項の規定による立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定又は任命する。

廣 青少年育成を担当する室の職員

廣 児童相談センターの職員

廣 警察少年補導員

廣 その他知事が特に必要と認めたる者

(身分証明書)

第六条 条例第三十六条第二項の規定による身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

第七条 条例第三十七条の規定による推奨等の申出は、口頭又は文書で、次に掲げる事項についてするものとする。

廣 申出の対象

廣 申出の理由

2 前項の申出は、青少年育成を担当する室又は児童相談所にするものとする。

附 則

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 三重県青少年保護条例施行規則(昭和三十六年三重県規則第二十一号)及び三重県青少年保護審議会規則(昭和三十六年三重県規則第二十二号)は、廃止する。

附 則(昭和四十八年三月三十日三重県規則第十六号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十一年三月二十九日三重県規則第十五号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十二年五月四日三重県規則第二十七号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附 則(昭和五十三年三月二十八日三重県規則第十一号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十三年十二月二十六日三重県規則第六十一号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十七年八月十三日三重県規則第三十四号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

附 則(昭和五十八年九月三十日三重県規則第三十二号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月二十九日三重県規則第十号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月三十一日三重県規則第十一号抄)
(施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成四年四月一日から施行する)
附 則(平成四年三月三十一日三重県規則第三十号の二)
この規則は、平成四年四月一日から施行する。
附 則(平成七年三月十五日三重県規則第十四号抄)
この規則は、平成七年七月一日から施行する。
附 則(平成七年三月三十一日三重県規則第三十五号抄)
(施行期日)

附 則(平成十三年三月三十日三重県規則第五十二号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月十九日三重県規則第十号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十九日三重県規則第三十五号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年六月二十日三重県規則第六十二号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年十月一日三重県規則第六十六号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年一月一日三重県規則第二号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年一月十日三重県規則第五号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年三月二十八日三重県規則第二十四号抄)
(施行期日)

1 この規則中第五条第二号及び第七条第二項の規定は平成十八年四月一日から、その他の改正規定は同年七月一日から施行する。

附 則(平成二十年二月十九日三重県規則第二号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成二十年三月二十八日三重県規則第三十五号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。